

ご契約者優待サービス(ソニー損保のクラブオフ優待)

会員優待価格でさまざまな施設・サービスなどをご利用いただけます。



全国のホテル・宿

人気の国内宿泊施設の
宿泊代金

会員優待価格



ハウスクリーニング

頑固な汚れをプロの
技術でピカピカに！

会員優待価格

※「ソニー損保のクラブオフ優待」は、株式会社リロクラブが提供するソニー損保ご契約者専用のサービスです。
※ご利用にあたっては、クラブオフへの会員登録が必要になります。クラブオフとは、株式会社リロクラブが提供するサービス名称です。
※記載の内容は2026年5月現在の内容です。

お電話でご相談をお受けいたします！

ソニー損保カスタマーセンター

0120-957-683

受付時間 9:00～18:00(土・日・休日受付)

- オペレーターが
わかりやすくご説明します。
- インターネットでの
お見積りもサポートします。



ご案内にあたって

【下記取扱代理店による本商品の募集に関して】

- 下記取扱代理店の担当者より、保険募集におけるお客さまの個人情報のお取扱いについて説明させていただくとともに、銀行の保険募集における法令上の制限等について、確認をさせていただきます。
上記説明に同意いただけない場合や保険募集における法令上の制限等への該当の有無の確認結果によっては本商品の募集ができない場合があります。
- ソニー損保の新ネット火災保険のご契約の有無が、下記取扱代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- ソニー損保の新ネット火災保険は損害保険であり、預金ではありません(預金保険制度の対象外です)。ご契約はお客さまと引受保険会社であるソニー損保とのお取引となります。
- ご契約締結後のお客さまの事故対応や各種手続は引受保険会社であるソニー損保が対応します。下記取扱代理店はソニー損保の各種窓口のご紹介および苦情・ご相談の対応をします。

【本商品についてのご注意】

- お客さまのご契約条件等によっては、ソニー損保でお見積りの作成・ご契約のお引受けができない場合があります。
- 商品の比較・検討の際には、保険料だけでなく補償内容等も充分ご確認ください。
- 商品の詳細は、ソニー損保のウェブサイト、カスタマーセンターなどでご確認ください。

受付コード

※右記取扱代理店は、ソニー損害保険株式会社の代理店として保険契約締結の媒介を行っており、締結代理権および告知受領権は有しておりません。また、乗合代理店として複数の保険会社の商品を取扱っております。

●引受保険会社 ソニー損害保険株式会社
〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1アロマスクエア11F

取扱代理店

イオン銀行

株式会社イオン銀行
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-22
保険専用ダイヤル 0120-1089-43
<https://www.aeonbank.co.jp/>

※お客さまにご提供いただいた情報は、お問合せの商品およびソニー損保の他の商品のご案内などに使用させていただく場合がございます。お客さまに関する情報のソニー損保での取扱いについては、ソニー損保のウェブサイト、カスタマーセンターなどでご案内しています。

作成年月:2026年5月 本パンフレットの記載内容は2026年5月現在のものであり、今後の商品改定などにより変更となる場合があります。

SAE26-105

2000F20J2606-AVEX1D

変わらない安心を、今よりも安く。

ソニー損保の 新ネット火災保険

あなたの
大切な財産を
充実の補償で
しっかり
守ります！

ソニー損保の
新ネット火災保険 **4つの特長**

1 ▶ 2

充実の補償内容

3 ▶ 6

地震保険は「必要な保険」です

7 ▶ 8

家財の補償もお忘れなく

9 ▶ 10

補償内容の選び方

11

手続きについて

12 ▶ 14

契約時にご確認いただきたい注意点

15 ▶ 16

ご契約者へのご案内

17

※店舗などとの併用住宅や、賃貸物件にお住まいの方はお申込みいただけません。

※このパンフレットはソニー損保の新ネット火災保険の概要を説明しています。ご契約に際しては重要事項説明書等を必ずご覧ください。

ソニー損保の 新ネット火災保険 4つの特長

特長
1

火災はもちろん、自然災害や日常の事故も補償

ソニー損保の新ネット火災保険は、火災による損害はもちろん、台風や豪雨、地震などの自然災害による損害もしっかり補償。盗難や、自宅の火災で隣家を燃やしてしまった場合、日常生活における自転車での賠償事故などにも備えられます。



火災、落雷
破裂・爆発



風災、雹災、雪災



水災



水ぬれ、
外部からの物体の衝突など



盗難



地震※



地震危険等
上乗せ補償※



破損・汚損損害等
補償



類焼損害・
失火見舞費用補償



個人賠償責任
補償



臨時費用保険金
補償

※火災保険とセットで
地震保険への加入が
別途必要になります。

建物が古くなっても「新築できる額」をお支払い

建物や家財は、年月の経過に従って価値(時価)が下がっていきます。ソニー損保の新ネット火災保険は、損害時の時価ではなく、建物を建て直したり、新品の家財を買い直したりするための新価(再調達価額)で保険金をお支払いします。



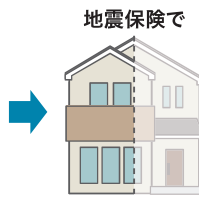
特長
2

地震上乗せ特約(全半損時のみ)で 地震の補償も100%に※1

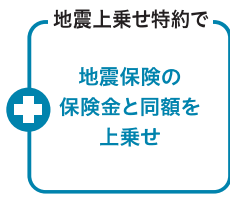
詳しくは P.8をご覧ください。



地震や津波による
損害

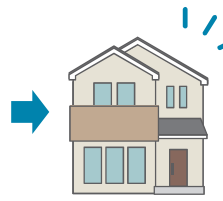


地震保険で



地震上乗せ特約で

地震保険の
保険金と同額を
上乗せ



火災保険金額の50%補償

最大で火災保険金額の100%補償※2

※1 火災保険金額に対して。なお地震保険の「一部損」の場合は、この特約では補償されません。
※2 地震保険を、保険の対象の支払限度額(保険金額)の50%(上限)でご契約した場合

変わらない安心を、今よりも安く。
充実の補償であなたの大切な財産をしっかり守ります。

特長
3

自由に補償が選べる

ソニー損保の新ネット火災保険は、一定の補償をパッケージ化した保険商品ではなく、補償を自由に選び、カスタマイズできる保険です。
災害リスクや被害の可能性を踏まえたうえで、補償の組合せを自由に選択いただけます。

※建物の火災等の補償は必ずセットされます。



必須付帯



火災等(建物)

お住まいの状況に合わせて自由を選べる



風災等



水災



水ぬれ等



火災等(家財)



盗難



地震



特約

水災リスク区分に応じて保険料を決定

ソニー損保の新ネット火災保険は、建物の所在地における水災リスク区分(5区分)に応じた保険料率を適用します。水災リスクが低い地域にある建物ほど、水災の補償の保険料が安くなります。

※水災リスク区分の詳細は、ウェブサイトからご確認ください。



モデルプランをご紹介します。P.11をご覧ください。

特長
4

住まいの緊急かけつけサービス で毎日安心

水漏れや給排水管の詰まり、カギの紛失・盗難、窓ガラスやベランダのドアガラス等の破損のトラブル時、ご契約のお住まいまでかけつけて応急処置を行います。ご依頼は24時間年中無休で受け付けます。



詳しくは P.17をご覧ください。

4つの特長

充実の補償内容

地震保険

家財の補償

補償内容の選び方

手続きについて

注意点

契約者への案内

充実の補償内容

住まいを取りまくリスクは、火災だけではありません。
火災以外のさまざまなリスクからも大切なお住まいをしっかりと守ります。



ソニー損保の
新ネット火災保険は
幅広い補償で
安心！

基本補償

失火やもらい火による
火災、落雷
ガス爆発などの
破裂・爆発

自動セット



風災、^{ひょう}雹災、雪災
による窓ガラスや
屋根の破損など

えらべる補償



空き巣に窓ガラスを割られたなどの
損害や家財の**盗難**

えらべる補償



●残存物
取片づけ費用

自動セット



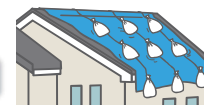
●損害範囲
確定費用

自動セット



●仮修理費用

自動セット



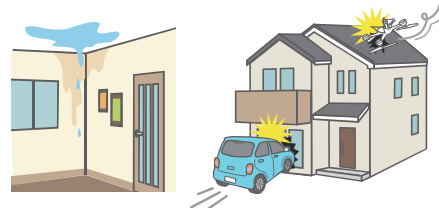
台風や集中豪雨による
川の氾濫などの**水災**

えらべる補償



給排水設備の事故などによる
水ぬれ
外部からの
物体の衝突など

えらべる補償



費用の補償

自動セット

●損害防止費用



●水道管凍結修理費用



●地震火災費用



その他の補償

えらべる補償

- 破損・汚損損害等補償特約
- 類焼損害・失火見舞費用補償特約
- 個人賠償責任補償特約
- 臨時費用保険金補償特約
(事故時支払保険金 10%UP)

地震の補償

えらべる補償

地震による火災、損壊など
噴火・津波による埋没・流失など



地震上乗せ特約(全半損時のみ)

地震上乗せ特約なし

地震上乗せ特約あり



火災保険金額の**50%補償**

地震上乗せ特約(全半損時のみ)ありで
最大で火災保険金額の**100%補償**(※)

※地震保険を、保険の対象の支払限度額(保険金額)の50%(上限)で
ご契約した場合

詳しくは 次ページ以降をご覧ください。

基本補償



火災、落雷、破裂・爆発

どんな補償？

火災、落雷、破裂・爆発などにより建物や家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いする、火災保険の基本となる補償です。

〈補償例〉

- 火災が起きて建物と家具が燃えた。
- 雷が落ちてインターホンが壊れた。
- ガス漏れなどによる破裂・爆発で建物に損害が生じた。



風災、雹災、雪災

どんな補償？

台風などの風災、雹災、または豪雪などの雪災で建物や家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

〈補償例〉

- 台風で屋根の一部がめくれた。
- 雹が降って、太陽光発電装置（ソーラーパネル）が破損した。
- 雪の重みで屋根の一部が破損した。



水災

どんな補償？

台風・暴風雨・豪雨・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石などの水災が原因で建物や家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

〈補償例〉

- 台風で川が氾濫し、床上浸水が起きて壁の貼替えが必要になった。
- 自宅裏の山が土砂崩れを起こして家が半壊した。



水ぬれ、外部からの物体の衝突など

どんな補償？

給排水設備の事故による水ぬれや、建物外部からの物体の衝突などで建物や家財に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

〈補償例〉

- 上階からの水漏れで壁や床が水浸しになり、壁紙や床板を張替えた。
- 他人が運転する自動車が敷地内に突っ込み、壁を壊してしまった。



盗難

どんな補償？

強盗や窃盗（これらの未遂も含まれます。）により建物や家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。家財でこの補償を選択した場合は、現金なども一定の金額の範囲内で補償します。

〈補償例〉

- 空き巣が室内に侵入した際、ガラス窓を割られてしまった。
- 空き巣に室内の家財を盗まれてしまった。

※免責金額（自己負担額）は「なし」、「3万円」、「5万円」、「10万円」よりお選びいただけます。ただし、「なし」、「3万円」をお選びいただいた場合の「水ぬれ、外部からの物体の衝突など」の免責金額（自己負担額）は「5万円」となります。

基本補償でお支払いする損害保険金には、以下3つの費用も含まれます。

残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
損害範囲確定費用	保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために必要な調査費用をいいます。 (例) 水道管破裂による天井の水ぬれ範囲を確認するために屋根裏を調査した。
仮修理費用	損害が生じた保険の対象の仮修理の費用をいいます。 (例) 屋根の破損部分をブルーシートで仮修理した。

費用の補償

損害防止費用

どんな補償？

「火災、落雷、破裂・爆発」の事故で、損害の発生または拡大の防止のために必要・有益な費用（消火活動に使った消火薬剤等の再取得費用等）を被保険者が負担した場合に保険金をお支払いします。

水道管凍結修理費用

どんな補償？

保険の対象となる建物の専用水道管（※1）が凍結によって損壊（※2）し、これを修理した場合に保険金（※3）をお支払いします。

※1 分譲マンション等の区分所有建物の場合、共用部分の専用水道管を除きます。
※2 パッキングのみに生じた損壊を除きます。
※3 損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用の額（実費）で1敷地内ごとに10万円が限度となります。

地震火災費用

どんな補償？

地震等を原因とする火災で次のいずれかの損害が発生した場合に保険金（※4）をお支払いします。
・保険の対象となる建物が火災で半焼以上（※5）となったとき
・保険の対象となる家財が火災で全焼（※6）となったとき

※4 保険金額の5%または1敷地内ごとに300万円のいずれか低い額をお支払いします。
※5 建物の主要構造部の火災による損害額が、その建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積の延床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。
※6 家財の火災による損害額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には高額買金品等は含みません。

その他の補償



破損・汚損損害等補償特約（※1）

どんな補償？

1事故につき、基本補償の保険金額と同額まで（※2）

基本補償で補償する事故以外の不測かつ突発的な事故によって、保険の対象に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

※1 家財の補償は、基本補償に家財が含まれている場合のみ付帯されます。
※2 免責金額（自己負担額）は基本補償でお選びいただいた金額と同額です。ただし、基本補償で「なし」、「3万円」をお選びいただいた場合は、「5万円」となります。



個人賠償責任補償特約 ⚠

どんな補償？

1事故につき、3億円まで

日常生活で、他人にケガをさせたり、死亡させたことや、他人の財物に損害を与えたこと、受託した財物を壊したり盗まれたことと、または電車等が運行不能になったことで、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。ソニー損保が解決に向け相手方との交渉を行います。



類焼損害・失火見舞費用補償特約 ⚠

どんな補償？

契約年度ごとに1億円まで（類焼損害保険金）

ご契約の建物等から出火して近隣の建物に延焼してしまった場合に、近隣の方の損害や見舞金（失火見舞費用保険金）を補償します。



臨時費用保険金補償特約（事故時支払保険金10%UP）

どんな補償？

1事故につき、1敷地内ごとに100万円まで

損害保険金をお支払いする場合に、損害保険金とは別に損害保険金の額の10%を臨時費用保険金としてお支払いします。

⚠ マークがついた特約は、補償内容が同様の保険契約（火災保険以外の保険契約にセットされる特約やソニー損保以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。それぞれのご契約の補償内容の違いや保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断ください。ご契約ください。

地震保険は「必要な保険」です

地震や津波などによる損害は、一部の費用保険金があるのみで、火災保険では補償できません。補償するためには、「地震保険」に加入する必要があります。

地震大国の日本だからこそ、地震・噴火・津波による損害に備えを。

※地震保険のみご契約いただくことはできません。ソニー損保の新ネット火災保険とあわせてお申込みください。

どんな補償？

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物や家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

〈補償例〉



地震で建物が倒壊した



地震で火災が発生し建物が焼けた



地震による液状化で建物が沈下した

その他の補償例

- 地震による津波によって生じた流失、倒壊
- 噴火に伴う溶岩流、噴石、火山灰や爆風によって生じた倒壊、埋没
- 地震や噴火の結果生じた土砂災害による流失、埋没

地震上乗せ特約(全半損時のみ)

地震上乗せ特約(全半損時のみ)で

地震の補償も100%に^(※1)

地震保険の保険金額は、「地震保険に関する法律」により「火災保険金額の50%」までとされています。そこでソニー損保の新ネット火災保険では、地震保険の保険金額を50%に設定した場合に選択できる「地震上乗せ特約(全半損時のみ)」をご用意。地震保険によって全損・大半損・小半損として保険金をお支払いする場合に、地震保険と同額の保険金を上乗せでお支払いすることで、地震による損害時も最大100%の補償で備えられます。^(※1)

※1 火災保険金額に対して。なお地震保険の「一部損」の場合は、この特約では補償されません。

地震上乗せ特約なし

最大で
火災保険金額の
50%補償



地震上乗せ特約あり

全半損時のみ

最大で
火災保険金額の
100%補償^(※2)



※2 地震保険を、保険の対象の支払限度額(保険金額)の50%(上限)でご契約した場合

地震保険には割引制度があります。

割引の種類	適用条件	割引率
免震建築物割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「品確法」といいます。)に基づく免震建築物に該当する建物であること	50%
耐震等級割引	品確法に規定する評価方法基準に定める「耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)」または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に定められた耐震等級を有する建物であること	耐震等級3: 50% 耐震等級2: 30% 耐震等級1: 10%
耐震診断割引	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす建物であること	10%
建築年割引	昭和56年6月1日以降に新築された建物であること	10%

※割引の適用には、事前に確認資料のご提出が必要です。ご提出いただく書類についてはP.13をご覧ください。また、適用できる割引はひとつだけです。

家財の補償もお忘れなく

建物の火災保険だけでは、大切な家財は補償されません。

「自宅に高額なものはない」「夫婦だけの生活で持ち物が少ないから」と考えがちですが、実際に被害にあって必要最低限の家財を一式買替えるには意外に大きな金額が必要です。万一の災害時に生活を早期に再建するためにも、家財にも補償をつけることをおすすめします。

※家財のみをご契約いただくことはできません。

たとえば、こんな家財はありませんか？



たとえば、ご夫婦・子ども2人の4人家族(世帯主42歳)の場合

標準的な家財の評価額(再調達価額)は **1,430万円** にもなります。

家財の保険金額の目安は、家族構成や世帯主の年齢をもとに設定します。

世帯主の年齢と家族構成から算出される標準的な家財の評価額(再調達価額)は下表のとおりです。

		家族構成										独身 世帯
		2人	3人		4人			5人				
		夫婦のみ	夫婦 子ども1人	夫婦 大人1人	夫婦 子ども2人	夫婦 子ども1人 大人1人	夫婦 大人2人	夫婦 子ども3人	夫婦 子ども2人 大人1人	夫婦 子ども1人 大人2人	夫婦 大人3人	
世帯主の年齢	27歳以下	520万円	610万円	660万円	700万円	750万円	800万円	790万円	840万円	890万円	940万円	300万円
	28歳以上 32歳以下	720万円	810万円	860万円	900万円	950万円	1,000万円	990万円	1,040万円	1,090万円	1,140万円	
	33歳以上 37歳以下	1,020万円	1,110万円	1,160万円	1,200万円	1,250万円	1,300万円	1,290万円	1,340万円	1,390万円	1,440万円	
	38歳以上 42歳以下	1,250万円	1,340万円	1,390万円	1,430万円	1,480万円	1,530万円	1,520万円	1,570万円	1,620万円	1,670万円	
	43歳以上 47歳以下	1,420万円	1,510万円	1,560万円	1,600万円	1,650万円	1,700万円	1,690万円	1,740万円	1,790万円	1,840万円	
	48歳以上	1,500万円	1,590万円	1,640万円	1,680万円	1,730万円	1,780万円	1,770万円	1,820万円	1,870万円	1,920万円	

※大人は18歳以上を、子どもは18歳未満をいいます。

※再調達価額とは、同等のものを再取得するのに必要な金額をいいます。

2026年5月時点

ソニー損保の新ネット火災保険は

盗難による損害も再調達価額を基準に補償

大切な家財が建物内で盗難にあっても同等の物を買直し費用をお支払いします。

※貴金属・宝玉石および宝石ならびに書画・骨董・彫刻物その他の美術品は、1個または1組ごとに30万円を限度に補償します。申込時のご申告などは不要です。なお、損害額の算出は時価額を基準とします。



盗難による生活用の現金・生活用の通帳の損害も補償

下記の金額(または家財の保険金額のいずれか低い方)を限度に実際の損害額をお支払いします。



●生活用の現金(通貨)盗難

20万円

●生活用の通帳(預貯金証書)盗難

200万円

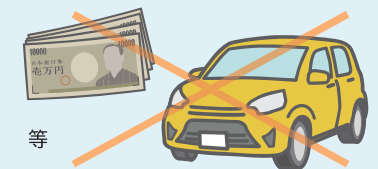
※いずれも家財の補償に「盗難」をセットした場合に限ります。

保険の対象となる家財

保険の対象となる建物の中にある、被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する家財を対象に補償します。ただし、下記のものを除きます。

〈保険の対象とならない主なもの〉

- 通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、乗車券等その他これらに類する物(※)
- 商品・製品、業務用の設備・什器
- 自動車およびその付属品
- 動物、植物等の生物
- データ・ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 等



※生活用の通貨・預貯金証書は、盗難の場合に限り保険の対象に含みます。

補償内容の選び方

ソニー損保の新ネット火災保険は、補償を自由に選べます。

補償内容を自由に設計できるため、ひとりひとりのニーズやご予算に合わせて最適なプランが実現できます。

一戸建て



Sさん

住宅街の木造一戸建て、立地条件から補償を見直して、保険料を節約。

築25年の一戸建てにお住まいのSさん。風災のリスクはあるものの家財への損害は軽微と考え、家財の補償から「風災等」を外すことに。また、盗難のリスクも建物への影響は少ないと考え、建物の補償から「盗難」を外すことにしました。水災リスクの不安があることから「水災」はセットしました。

■Sさんが選んだ補償内容

	火災等 ※必須	風災等	水災	水ぬれ等	盗難	破損・汚損	臨時費用	類焼損害・失火見舞	個人賠償	地震保険	地震上乗せ 特約
建物	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○
家財	○	×	○	×	○					○	○

○：補償する ×：補償しない

マンション



Tさん

新築マンションにおける心配事にしっかり備えつつ、保険料を節約。

ローンで新築の分譲マンションを購入したTさん。10階と高層階のため風災、水災のリスクは少ないと考え、どちらも外しました。ホームセキュリティがあるため「盗難」も外し、上階からの水漏れに備え「水ぬれ等」の補償をセット。マンションで心配なリスクに備えました。

■Tさんが選んだ補償内容

	火災等 ※必須	風災等	水災	水ぬれ等	盗難	破損・汚損	臨時費用	類焼損害・失火見舞	個人賠償	地震保険	地震上乗せ 特約
建物	○	×	×	○	×	○	○	○	○	○	×
家財	○	×	×	○	×					○	×

○：補償する ×：補償しない

※家財の補償有無は選択可能です。家財のみを保険の対象とすることはできません。

手続きについて

◆引受け対象物件 ソニー損保の新ネット火災保険は居住専用の持ち家を対象とした保険商品です。

○ 引受け対象



居住専用の持ち家
(別荘・貸している
賃貸物件を含む)

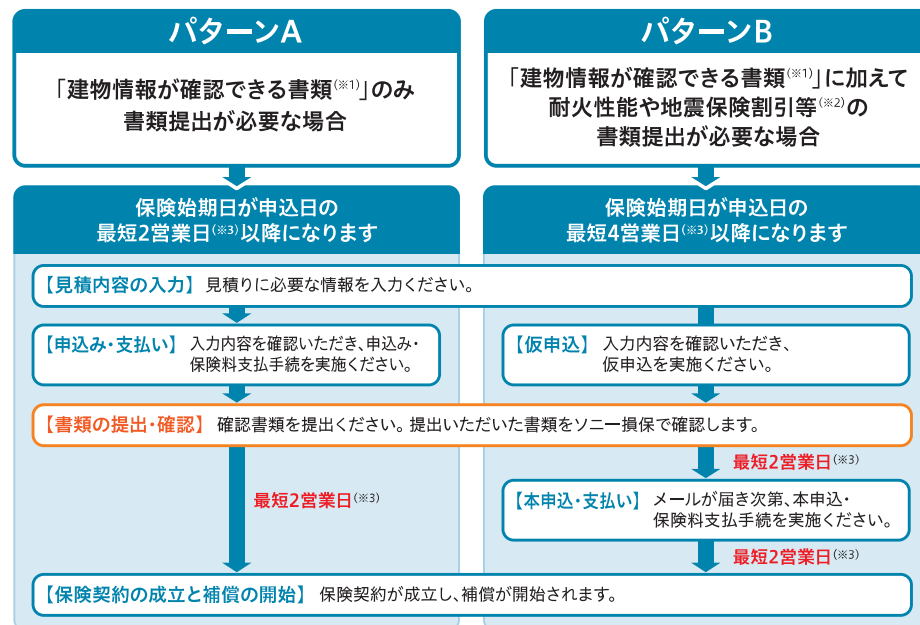
✕ 引受け対象外

- 借りている賃貸物件 ●空き家
- 契約者が法人 ●家財のみのご契約
- 質権つきの状態で契約する予定である
- 住居として使用していない部分
(事務所・店舗など)がある^(※)

(※)長屋・テラスハウスの場合、他の戸室で住居として使用しない部分がある場合も引受け対象外となります。

◆申込手続の流れ

ご契約の条件や提出書類の内容によって、申込手続が2パターンに分かれます。耐火性能や免震構造などがあり、「建物情報が確認できる書類^(※1)」の他に書類提出が必要な場合、仮申込の後に書類をご提出いただき、ソニー損保で書類を確認した後に申込手続を実施いただきます。



(※1)「所在地」「建物構造」「面積」「新築年月」の4つの建物情報を確認するための書類です。詳細はP.13をご確認ください。
(※2)提出書類についてはP.13をご確認いただくか、取扱代理店またはソニー損保のカスタマーセンターへお問い合わせください。
(※3)土・日・休日を除く日数

◆ご提出いただきたい書類および確認する内容

確認項目	ご提出いただきたい書類	必要な項目、確認ポイント
建物情報 (必ず必要となります。)	登記簿謄本・登記事項証明書 または登記申請書* (マンション・戸建ての両方で使用できます。)	・新築した年月(「原因およびその日付」欄) ・建物の所在地 ・種類 ・構造(マンションの場合は「一棟の建物の表示」) ・床面積(マンションの場合は専有部分の床面積) *登記申請書は公的機関等の受領印や処理印が確認できるもののみ可能
	確認通知書・確認済証 (戸建てのみ使用できます。)	・確認年月日 ・建築場所 ・構造 ・新築であることがわかる表記(「工事種別」欄に記載またはチェックが入っています) ・延べ面積
	重要事項説明書 (マンションのみ使用できます。)	・宅地建物取引士または宅地建物取引主任者の記名および押印※ ※交付日が2022年5月18日以降の場合は、押印の確認は省略可 ・建物の所在地 ・新築した建築年月または竣工予定年月 ・構造 ・専有部分の床面積
耐火性能を有する建物の場合	耐火建築物 準耐火建築物 耐火構造建築物 特定避難時間倒壊等 防止建築物	建築確認申請書の第四面 設計仕様書・設計図面 など ・耐火性能がわかる表記(耐火建築物、準耐火建築物、耐火構造建築物、特 定避難時間倒壊等防止建築物などの記載またはチェックがある箇所)
	耐火構造 準耐火構造 など	建築確認申請書の第四面 ・耐火性能がわかる表記(主要構造部が耐火構造、準耐火構造などの記 載またはチェックがある箇所)
	設計仕様書・設計図面 など	・耐火性能がわかる表記(「省令準耐火」「省令準耐火」「省令簡易耐火」「省 令簡耐」などの記載またはチェックがある箇所)
	省令準耐火建物	特約火災保険のお客様ご契約カード ・耐火性能がわかる表記(「構造級別欄がC」「省令準耐火」「省令簡耐」な どの記載またはチェックがある箇所)
地震保険の割引が適用できる建物の場合	建設(設計)住宅性能評価書	・右記のマークがある表紙 ・建物の所在地 ・登録住宅性能機関の証明者と押印 ・「防震建築物」「防震等級」が記載されているページ
	認定通知書(長期優良住宅)	・地方公共団体の長など所管行政官庁がわかる記名・押印 ・建物の所在地 ・工事種別(2016年4月以降に申請の場合) ※防震建築物、防震等級別引(防震等級3)の適用を受ける場合は、別途防 震建築物または防震等級3であることが確認できる資料の提出が必要
	技術的審査適合証・長期使用構造等 である旨の確認書(長期優良住宅)	・登録住宅性能評価機関の記名・押印 ・建物の所在地 ・「防震建築物」「防震等級」の記載(記載がない場合は工事種別)
	適合証明書(フラット35S)	・検査機関または検査責任者の記名・押印 ・建物の所在地 ・フラット35Sの基準の適用欄に記載されている耐震性
その他	耐震診断	耐震基準適合証明書 ・証明者(建築士等)の記名・押印 ・建物の所在地
	経過措置適用	現在ご加入の保険証券・保険契約証・ 保険継続証・異動承認書 左記書類の全面(証券番号、保険契約者、建物所在地・建物構造(B構造ま たは経過措置対象と記載)、保険期間の始期・終期、保険金額および発行 する保険会社名)
	建築年月の確認(※1)	売買契約書・重要事項説明書・検査済証 ・新築した年月
その他	保険金額の適正	売買契約書・請負契約書 ・新築時の建築費用、建物価格(建物・土地代金)が分かれて記載、または消 費税の記載)

(※1)お客さまご自身によるご用意が難しい場合、施工業者・ハウスメーカーなどに所定の証明書を作成してもらうことで対応できる場合があります。
(※2)上記以外の確認資料については、重要事項説明書の補正事項をあわせてご覧ください。

なお、現在ご加入の保険証券・保険契約証・保険契約継続証・異動承認書・満期案内書類・契約内容確認のお知らせが
確認書類として使用できる場合があります。

確認項目	記載の保険始期日の条件	必要な項目
建物情報	2010年1月1日以降	・地震保険が付帯されており、「建築年割引」の適用があること(その他の割引の場合は不可) ・「建築年月(新築年月)」、「建物の所在地」、「面積」の記載があること ・「耐火性能※」または「柱の種類」の記載があること ※「非耐火建築物」、「非耐火性能」等の記載があり、耐火性能を有していないことが確認できる場合を含みます
耐火性能		・「建物の所在地」の記載があること ・耐火性能がわかる表記※があること ※耐火建築物、準耐火建築物、耐火構造建築物、特定避難時間倒壊等防止建築物などの記載また はチェックがある箇所
地震保険の 割引	特になし	・「証券番号」、「保険契約者」、「保険期間の始期・終期(これらを特定できる情報を含む)」、「建物の 所在地・構造」、「保険金額」、「発行する保険会社」の記載があること ・地震保険が付帯されており、適用されている地震保険割引の種類の記載があること

※上記の書類の代替として、保険会社が保険契約者に対して発行する書類または電子データも申込手続にご利用いただけます。
※共済契約証書は、各証明書類としてご利用いただけません。

2026年5月時点

◆登記情報のオンライン取得サービス

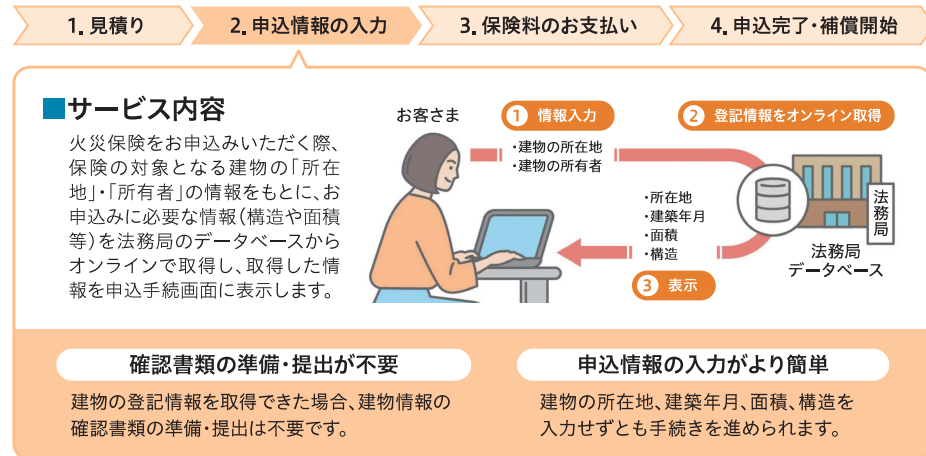
本サービスをご利用いただくことで、建物情報の
確認書類の準備・提出が不要になることに加え、
申込情報の入力により簡単に進められます。

お申込時の
「確認書類の準備・提出」・
「申込情報の入力」を
サポートします！

【ご利用の流れとサービス内容】

本サービスは、**2. 申込情報の入力**の際にご利用いただけます。

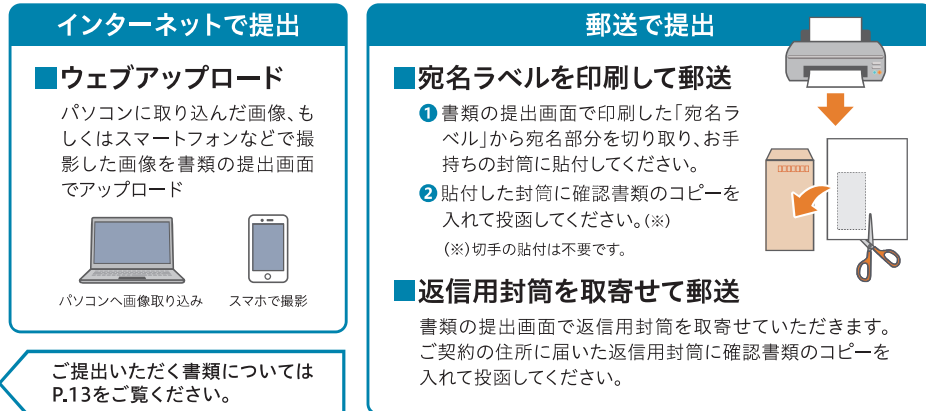
ご利用には、**建物の「所在地」・「所有者」の情報**が必要です。



・本サービスは、登記が完了している建物に対するお申込みの場合にご利用いただけます。
・本サービスは、システムメンテナンス期間・年末年始(12月29日～1月3日)を除いた平日8:30～22:30、土・日・休日8:30～17:30に
利用でき、利用回数は2回までです。(システムメンテナンス期間についてはソニー損保のウェブサイトよりご確認ください。)
・本サービスをご利用いただいた場合でも、「確認書類の準備・提出」・「申込情報の入力」をお願いする場合があります。(登記情報が取
得できない場合、耐火性能や耐震・防震機能を備えている建物の場合など)
・本サービスのご利用にあたり、追加費用はかかりません。
・本サービスの提供は、予告なく中止もしくは終了する場合があります。

◆書類の提出方法 インターネットもしくは郵送でご提出ください。

※始期日直前の場合は郵送対応ができない場合があります。



ご提出いただく書類については
P.13をご覧ください。

契約時にご確認いただきたい注意点

ご契約いただくにあたって特にご確認いただきたい注意点を挙げています。
内容をご確認いただき、ご不明な点は取扱代理店、またはカスタマーセンターへお問合せください。

1. 申込みに際しての注意事項

(1) 保険の対象 保険の対象は、次のとおり「建物」および「家財」となります。
(※) 家財の補償有無は選択可能です。なお、家財のみを保険の対象とすることはできません。

保険の対象の概要	
建物	被保険者が所有している「住居にのみ使用される建物(※1)(※2)」となります。(ご契約者の指定に基づき保険証券(継続証)またはソニー損保ウェブサイトの契約内容照会画面に表示される建物をいいます。) (※) 分譲マンション等の区分所有建物の場合、保険の対象となる建物には「共用部分」は含みません。ただし、バルコニー等の専用使用権付共用部分は、管理組合の規約に基づき被保険者に修復の義務が生じたときは、保険の対象に含みます。 (※) 保険の対象となる建物に付属する次の物のうち、被保険者の所有するものは、保険の対象となる建物に含みます。 ・畳、建具その他これらに類する物 ・電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの ・浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの ・門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
家財	保険の対象となる建物に収容される家財で、被保険者または被保険者と生計を共にする親族の所有するものとなります。ただし、次の物は、保険の対象となる家財には含みません。 ・通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、乗車券等その他これらに類する物(※) ・自動車およびその付属品 ・動物、植物等の生物 ・データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 等

(※1) 以下のケースは「住居にのみ使用される建物」に該当しないため、お引受けできません。
・事務所や寮、店舗などに使用している建物
・販売用の商品・製品、業務用の設備・什器等が常時保管されている建物
・自ら住む予定がなく、賃貸入居者も募集していない建物(空家)
・民泊などの住宅宿泊事業を行う建物
・長屋(テラスハウス)等の共同住宅において、他の戸室が事務所や店舗となっている建物(※4)
(※2) 保険期間の途中で上記(※1)のケースに該当する建物になった場合などは、ソニー損保ではお引受けできず、ご契約は解除となります。
(※3) 生活用の通貨・預貯金証書は、盗難の場合に限り保険の対象に含みます。
(※4) 建物の用途は「建物全体」で判定します(例:長屋(テラスハウス)等の共同住宅の場合、他の戸室も含めて判定します)。ただし、分譲マンション等の区分所有建物で建物の構造(柱の種類)がコンクリート造に該当する場合等は、「専有部分」で判定することもできます。

(2) 保険期間および補償の開始・終了時期

保険期間	建物の築年数が40年未満の場合:1年〜5年の整数年 建物の築年数が40年以上の場合:1年 ただし、住宅ローンを申込んだ金融機関が取扱代理店の場合は、2年〜5年の範囲で、住宅ローン融資期間に応じた期間となります。	補償の開始	保険始期日の午後4時(申込画面等にこれと異なる時刻が表示されている場合は、その時刻となります)
		補償の終了	満期日の午後4時

(※) 地震保険および地震危険等上乗せ補償特約(全半損時のみ)の保険期間は次のとおりです。ご契約者またはソニー損保から別段の意思表示がない場合、いずれも火災保険の満期日まで自動的に継続します。なお、火災保険が保険期間の途中で終了した場合は、地震保険および地震危険等上乗せ補償特約(全半損時のみ)も同時に終了します。

地震危険等上乗せ補償特約(全半損時のみ)	地震保険の保険期間	地震危険等上乗せ補償特約(全半損時のみ)の保険期間
セットあり	1年	1年
セットなし	火災保険の保険期間と同一	—

2. 保険料の決定の仕組みとお支払方法等

(1) 保険料の決定の仕組み 保険料は、保険金額、保険期間、支払方法、建物の所在地・構造・築年数、割引等によって決まります。実際に契約する保険料については、申込画面等にてご確認ください。

(2) 保険料のお支払方法 保険料のお支払方法は次のとおりです。

支払方法	クレジットカード払	銀行振込	払込票(※1)
一括払	○	○	○
分割払	年払	○	×
	月払(※2)	○	×

○:お選びいただけます。 ×:お選びいただけません。
(※) 保険期間が2年以上の場合、保険期間が1年のときに比べ、1年あたりの保険料は保険期間のお支払方法に応じて安くなります。

(※1) 郵便局、所定の銀行・コンビニエンスストアまたはスマホ決済にてお支払いいただけます。
(※2) 月払の場合、ご契約の際に第1回分割保険料として、年間保険料の2/12をお支払いいただきます。第2回以降の分割保険料は、年間保険料の1/12を毎月の払込期日までにお支払いいただきます。なお、クレジットカード会社の口座引落しの手続日の関係により、2回分のお引落しがまとめて発生する場合があります。
月払保険料が3万円を超える場合、月払を選択することはできません。また、ご契約後に契約内容を変更したことによって月払保険料が3万円を超えた場合も同様です。

3. 地震保険の取扱い

(1) 商品の仕組み 地震保険は、火災保険とあわせてご契約ください。地震保険を単独で契約することはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、申込画面等において地震保険がセットされていないことをご確認ください。

(2) 補償内容 地震等を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

損害の程度	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額	地震危険等上乗せ補償特約(※1)
	建 物	家 財		
全 損	主要構造部(※2)の損害額が建物の時価額の50%以上	家財の損害額が家財の時価額の80%以上	地震保険の保険金額の全額(時価額が限度)	地震保険の保険金と同額を上乗せでお支払い (※) 地震保険の保険金額を火災保険の保険金額の50%に設定した場合に限ります。
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上			
大半損	主要構造部(※2)の損害額が建物の時価額の40%以上50%未満	家財の損害額が家財の時価額の60%以上80%未満	地震保険の保険金額の60%(時価額の60%が限度)	
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満			
小半損	主要構造部(※2)の損害額が建物の時価額の20%以上40%未満	家財の損害額が家財の時価額の30%以上60%未満	地震保険の保険金額の30%(時価額の30%が限度)	支払いません
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満			
一部損	主要構造部(※2)の損害額が建物の時価額の3%以上20%未満	家財の損害額が家財の時価額の10%以上30%未満	地震保険の保険金額の5%(時価額の5%が限度)	
	全損・大半損・小半損に至らない建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水			

(※1) 地震危険等上乗せ補償特約は「地震保険」をセットした場合にお選びいただけます。なお、この特約は地震保険ではなく火災保険の特約です。
(※2) 基礎、柱、壁、屋根等をいいます。
(※) 1回の地震等(※3)による損害保険会社全社で算出された保険金の総額が12兆円(※4)を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。
お支払いする保険金 = 算出された保険金の額 × $\frac{12兆円(※4)}{\text{算出された保険金の総額}}$
(※3) 72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。
(※4) 2026年5月現在

4. 警戒宣言発令後の地震保険の取扱いについて

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、次の東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(建物または家財)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引受けできません(同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の継続契約は除きます。)のでご注意ください。

【参考】東海地震に係る地震防災対策強化地域(2012年4月1日現在)



(※) 地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合、合併後の市町村(新行政区画)が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域(旧行政区画)が強化地域の対象となります。
(※) 上記強化地域は、2012年3月30日付告示(内閣府告示第41号)に基づくものです。なお、市町村名は2012年4月1日現在で表記しています。

ご契約者へのご案内

住まいの緊急かけつけサービス

お住まいの水まわりやカギ、窓ガラスのトラブルが発生したときに、専門スタッフがかけつけて修繕などの応急処置を行います。

■水まわりのトラブルサポート

トイレや台所・浴室・洗面所等の給排水管の詰まり、蛇口・排水パイプ等からの水漏れが生じた場合に提携業者の手配を行い、詰まりの除去や水漏れを止めるための応急処置を行います。



■カギのトラブルサポート

カギの紛失・盗難などのトラブルが生じた場合、提携業者の手配を行い、応急処置として出入口（玄関等）の開錠・破錠作業を行います。



■窓ガラスのトラブルサポート

窓ガラスやベランダのドアガラス等が破損した場合、提携業者の手配を行い、応急処置として破損したガラスの撤去・清掃および養生作業を行います。



※30分程度の軽作業が対象となります。なお、部品交換等にかかる部品代やガラス交換時のガラス代、作業料はお客様のご負担となります。
※住まいの緊急かけつけサービスは、保険証券に記載の保険期間がサービス提供対象期間となります。また、保険契約とは別にソニー損保の提携会社より提供します。
※記載の内容は2026年5月現在の内容です。
※本サービスの詳細は「住まいの緊急かけつけサービス利用規約」をご覧ください。

契約後の各種手続きについて

契約後の各種手続きは代理店ではなく直接ソニー損保で承っております。

電話・ウェブサイトのほか、一部のお手続きはソニー損保のLINE公式アカウントでも対応しております。

事故のご連絡

0120-715-155
(24時間365日)

住まいの緊急かけつけサービス※

0120-502-654
(24時間365日)

契約内容の変更

0120-957-564
(9:00～18:00 年末年始を除く)

※ご契約や保険金の請求に関するお問合せには対応できません。

LINEでソニー損保をもっと便利に！

マイページログインの手間なし！



契約関連の問合せも！



LINEで満期をお知らせ！



ご契約優待サービスもLINEから！

友だち追加のQRコードはこちら



詳しくはソニー損保ウェブサイトをご覧ください。 [ソニー損保](#) [LINE公式アカウント](#)

※サービスの利用には所定の条件があります。詳しくは、「ソニー損保 LINE公式アカウント」に記載の「ご利用にあたって」をご確認ください。

あなたの理想のライフプランの実現へ

人生100年時代。長い人生はさまざまなリスクと隣り合わせです。理想のライフプランを実現するために、あなたも備えませんか？



■ライフプランとリスクの例

1 就職

体調を崩して入院することになったらどうしよう…

2 結婚

大切な人のために、自分になにかあった時のことも考えないと…

3 マイカー購入

大切な家族を乗せて交通事故にあったら大変だ…

6 お子さまの進学

自転車で通学中に人にケガをさせたりしないだろうか…

7 お子さまの独立

自分たちの老後資金について考えないといけないかな…

4 出産

新しい家族ができた。教育資金をしっかりと確保しないと…

5 住宅購入

もし火災で建替えになったらローンはどうなるのだろうか…

8 ペットのお迎え

もし大事なペットが病気やケガをしたらどうしよう…

火災保険も、それ以外のことも
保険のプロに相談できます。
ぜひご検討ください。



気になることがあつて…

※代理店によってはお取り扱いのない保険種目もございます。取扱い保険種目については代理店にご確認ください。